

半期報告書の訂正報告書

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

半期報告書の訂正報告書

本書は半期報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年6月23日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年 6月23日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7番 1号

【電話番号】 (03)3240 - 8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7番 1号

【電話番号】 (03)3240 - 8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月27日に提出いたしました第3期中(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)に係る半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(キャッシュ・フローの状況)

(参考)

連結自己資本比率(第一基準)

3 対処すべき課題

(1) 成長戦略による時価総額グローバルトップ5の実現

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(訂正前)

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結自己資本比率 (第一基準)	%	12.01	11.95	12.65	12.20	12.58

(注) (省略)

- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F Jホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループに変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの計数を記載しており、平成17年度については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。

(省略)

(訂正後)

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結自己資本比率 (第一基準)	%	12.01	11.95	12.54	12.20	12.54

(注) (省略)

- 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F Jホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループに変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの計数を記載しており、平成17年度については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。

(省略)

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(キャッシュ・フローの状況)

(訂正前)

(省略)

第一基準による連結自己資本比率は12.65%となりました。

(訂正後)

(省略)

第一基準による連結自己資本比率は12.54%となりました。

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

(訂正前)

項目	平成18年9月30日	平成19年9月30日	
	金額(百万円)	金額(百万円)	
補完的項目 (Tier 2)			
適格引当金が期待損失額を上回る額		170,607	
計	6,076,201	5,644,659	
うち自己資本への算入額 (B)	6,076,201	5,644,659	
控除項目	控除項目(注5) (D)	296,242	415,950
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	13,462,084	13,459,505
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	95,144,000	82,098,852
	信用リスク・アセットの額 (F)	110,823,772	98,136,845
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	112,567,543	106,396,289
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100(%)		11.95	12.65
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)			7.73

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は549,321百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は3,072,850百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は93,205百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,469,238百万円であります。

- 2 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、第1号(旧告示第7条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(訂正後)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		169,227
	計	6,076,201	5,643,279
	うち自己資本への算入額 (B)	6,076,201	5,643,279
控除項目	控除項目(注5) (D)	296,242	417,576
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	13,462,084	13,456,499
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	95,144,000	82,972,897
	信用リスク・アセットの額 (F)	110,823,772	99,010,890
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	112,567,543	107,270,335
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100(%)		11.95	12.54
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)			7.67

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は549,321百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は3,072,850百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は93,205百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,469,238百万円であります。

- 2 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、第1号(旧告示第7条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

3 【対処すべき課題】

(1) 成長戦略による時価総額グローバルトップ5の実現

(訂正前)

(省略)

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元の充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本については、連結自己資本比率12%(当中間期末12.65%)を維持しつつ、Tier 比率8%(当中間期末7.73%)を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、中期的には連結当期純利益に対する配当性向を20%程度(平成18年度12.7%)に高めるよう努力してまいります。

(訂正後)

(省略)

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元の充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本については、連結自己資本比率12%(当中間期末12.54%)を維持しつつ、Tier 比率8%(当中間期末7.67%)を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、中期的には連結当期純利益に対する配当性向を20%程度(平成18年度12.7%)に高めるよう努力してまいります。